

資産等報告書審査意見書

令和8年9月4日

筑前町政治倫理審査会

筑前町政治倫理審査会は、筑前町政治倫理条例（平成 17 年筑前町条例第 9 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、筑前町長から審査を求められた資産等報告書の審査を終了したので、条例第 7 条第 3 項の規定により意見書を提出する。

1 審査の概要

（1）審査対象者

本審査会の資産等報告書の審査対象となった人数は次のとおりである。

① 町長、副町長、教育長及び町議会議員	17 名	（前年度 17 名）
② 上記の者の配偶者、被扶養者及び同居親族	16 名	（前年度 16 名）
合 計	33 名	（前年度 33 名）

（2）審査の経過

令和 8 年 7 月 15 日に提出された資産等報告書の審査のため、計 5 回にわたり開催した審査会の概要は次のとおりである。

第 1 回	7 月	16 日（木）	審査会の進め方について 資産等報告書の書面審査
第 2 回	7 月	23 日（木）	資産等報告書の書面審査
第 3 回	7 月	31 日（金）	資産等報告書の書面審査
第 4 回	8 月	19 日（水）	報告書の内容照会に対する回答の確認 資産等報告書審査意見書の検討
第 5 回	9 月	4 日（金）	資産等報告書審査意見書の決定 資産等報告書審査意見書を町長に提出

（3）審査の方法

町長、副町長、教育長（以下「三役」という。）分についてはこの順に、町議会議員 14 名分については 3 回に分けて、添付資料に基づき資産等報告書の審査を行った。記入漏れ、誤記等の点検を行うとともに、前年度の資産等との比較対照を行うことで、条例第 3 条に規定する政治倫理基準に抵触しないかを重点に審査を行った。

なお、今年度の審査会については、審査会委員らの交代がなく、円滑に審査を進めることができたため、審査会日程を昨年度より 1 回減らして行っている。

2 審査結果

令和8年1月1日現在の資産等報告書について、提出されたすべてのものを審査した結果、提出を義務付けられている証明書類については概ね添付されていた。前年度に引き続き誤記載等が多数見られ、その詳細については、次のとおりである。

①報告書記入内容の照会

対象者	1名	(前年度	2名)	前年度比	－1名
件数	1件	(前年度	2件)	前年度比	－1件

②添付書類の欠落

対象者	4名	(前年度	5名)	前年度比	－1名
件数	4件	(前年度	9件)	前年度比	－5件

③報告書の記入漏れ

対象者	7名	(前年度	7名)	前年度比	0名
件数	7件	(前年度	9件)	前年度比	－2件

④報告書の記入誤り

対象者	6名	(前年度	14名)	前年度比	－8名
件数	12件	(前年度	29件)	前年度比	－17件

⑤その他調査照会等

対象者	1名	(前年度	1名)	前年度比	0名
件数	1件	(前年度	2件)	前年度比	－1件

なお、資産等報告書の内容に記入誤りや添付書類の欠落等のあった報告義務者に対して、条例第7条第2項の規定による事情聴取又は資料提出要求を行い、全ての記載事項の訂正がなされ、その内容は当審査会として承認できるものであった。

3 審査会からの意見

今回の資産等報告書について、一部誤記載や記入漏れ等も見うけられたが、添付書類からの転記誤りによるもの、単に記載漏れと思われるものであり、当審査会としては、三役及び議員について何ら問題とすべき点はないと判断した。

昨今、地方議会における倫理観の欠如や金銭をめぐる不透明な構造が大きな問題となっているが、これらは決して大都市や県政に限った話ではない。

政治倫理条例の柱となる資産公開制度は、対象者の毎年の資産状況や納税状況を正確に把握し、資産形成の推移を明らかにすることで、町政に深く関わる者として、町民の信頼に応えるものである。そのため、資産等報告書には、透明性及び確実性が求められる。そのことを十分に理解いただいた上で、対象者一人ひとりの誠実かつ正確な資産等報告書の作成を要望するとともに、さらなる政治倫理の向上を期待する。

4 審査会からの要請事項

(1) 資産等報告書の正確記載

審査において、以下のような資産等報告書の誤記載や記入漏れがあり、これらの中には、昨年度と同じ指摘を受けているものもあった。資産等報告書及び証明書を発行するシステムの標準化に伴った様式の変更もあったが、資産等報告書の提出にあつては、添付資料の内容を確認し、報告書の記載内容について誤りや漏れがないか、提出義務者の責任において点検するようお願いしたい。

【主な例】

- ・ 預貯金額の合計額、2カ所以上又は配偶者分の収入の記入漏れ
- ・ 土地、建物の地番や面積の誤記載

(2) 資産等報告書の見直し

条例第5条に規定する資産等報告書の記載事項のうち、預金及び貯金については、定期のみを記載することとなっている。これは、普通及び当座の預貯金は報告対象から除かれており、資産等の増減について確実に把握することができず、審査の抜け穴になり兼ねないのが実情である。

昨年也要請しているが、「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等

関する法律」や他の自治体が制定している政治倫理条例の多くが普通及び当座の預貯金を報告対象から除いているものの、本町条例の目的を達成するため、審査会としては、社会情勢や他自治体の状況等を把握し、記載事項の見直しについて引き続き検討されたい。

(3) その他

審査対象の中には上下水道に未接続の者もいるが、町を挙げての事業であり、町民に接続を促進している以上、特別な理由がある場合を除き、積極的に接続するよう検討されたい。

5 政治倫理審査会委員

職 名	氏 名
会 長	山 本 秀 二
副会長	岡 松 明 子
委 員	矢 野 和 雄
委 員	近 藤 亮 太
委 員	古 賀 芳 美
委 員	矢 野 博 一
委 員	森 か お り